# 指定管理者の指定について

(練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブ)

## 1 内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立谷原 フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの指定管理者をつぎのとおり指定する。

# 2 指定管理者

東京都新宿区西新宿七丁目 8番10号 オークラヤビル内 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 理事長 佐 々 木 桃 子

## 3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

# 4 選定の経過

平成31年4月9日 第1回指定管理者選定小委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評

価基準、指定の期間の審議)

令和元年 5 月21日 今和元年度第 1 回指定管理者選定委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評

価基準、指定の期間の審議結果の報告)

6月28日 令和元年度第二回練馬区議会定例会

(練馬区立障害者自立支援施設条例改正案議決)

7月1日 第2回指定管理者選定小委員会

(募集要項の審議)

7月11日 ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布

開始

7月23日 募集説明会(参加団体数1)

7月24日~8月9日 応募書類受付(応募団体数1)

8月20日 経営診断委託

9月2日 第3回指定管理者選定小委員会

(施設実地調査の実施)

(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)

(応募団体の評価、採点)

10月31日 令和元年度第2回指定管理者選定委員会

(応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

12月13日 令和元年第四回練馬区議会定例会

(指定管理者指定議案議決)

# 5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、地域や関係機関と密に連携し、利用者一人ひとりに応じたきめ細やかな施設運営を行う提案があること、障害のある方と子どもたちが交流する機会を提供し、相手を思いやる気持ちや活動の充実感につながる支援が期待できること等の理由により、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加え て評価を行った。

安定性・継続性

収入に占める補助金の割合が低いため、自主的運営能力が高い。また、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、安全で安定した事業活動が可能である。 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

団体の経理規程および関係法令に則り、管理業務費および施設における金銭等の管

理を適正に行っている。また、会計監査法人および会計コンサルタントと契約し、経 営面において的確な検査を受けるなど、法人運営の透明性・公平性が確保されている。

労働関係法令に基づき、賃金規程、職員就業規則等を定め、適正に運用している。 また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されている。 る。

職員相談窓口の設置やストレスチェックの実施など、法人全体でメンタルヘルスマネジメントに取り組み、職員の処遇改善を進めている。

# 団体の施設運営実績

平成17年4月の開設時から谷原フレンドおよび谷原あおぞら学童クラブの指定管理者として管理運営を行っているほか、区内施設の指定管理者として貫井福祉園・福祉工房、石神井町福祉園、大泉障害者地域生活支援センターおよびしらゆり荘を運営している。また、都内で生活介護や放課後等デイサービスなど同種・同規模施設を複数運営しており、安定した施設運営を行う十分な実績がある。

# 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

# 施設運営体制

法人の理念に基づき、利用者の人権と意思を尊重するとともに、障害者と子どもたちが日常的に交流し、相手を思いやる気持ちや交流による充実感につながる支援に継続して取り組む提案があり、評価できる。

谷原フレンドでは、日中プログラムや宿泊行事等の企画に利用者の意見を取り入れるなど、ニーズに柔軟に対応するとともに、障害者の意思決定支援に力を入れる提案があり、評価できる。

谷原あおぞら学童クラブでは、児童に対し安全な放課後の居場所を提供することや施設特性を生かした障害者との交流に継続して取り組む提案があり、評価できる。学童クラブ室活用型子育て支援事業を通じて、地域の子育て世代の親同士の交流を進める提案がある。また、個人面談を実施するほか、障害児に対する巡回指導など家族が相談できる機会を設ける提案があり、いずれの提案も評価できる。

職域、職層に分かれた研修体系を整備し、年度ごとに個別研修計画を立て、職員の 専門性やスキルの向上に継続的に取り組む提案があり、評価できる。

法人派遣の第三者によるサービス水準のチェック、職員面談、セルフチェック表に

よる自己検査など、職員の支援力を向上させる仕組みを構築しており、継続してサービス向上に取り組む提案があり、評価できる。

### 利用者等への対応

障害者差別解消法福祉事業者向けガイドラインに則り、支援マニュアルや障害特性に合わせた個別の介助マニュアルを整備し、利用者一人ひとりの状況に応じた支援に継続して取り組む提案があり、評価できる。

法人の「苦情解決実施要綱」に沿った対応を図り、利用者の申出に対して、利用者の権利を擁護する立場で適切かつ迅速な解決に引き続き取り組むとともに、運営協議会や利用者アンケートの実施により、利用者や家族の意見、要望をサービス改善に反映していく提案があり、評価できる。

## 施設の維持管理・安全性への配慮

職員による定期的な点検に加え、危機管理マニュアル(事件・事故・犯罪被害者関係、健康被害関係、自然災害・火災関係)を整備し、毎月谷原フレンド・谷原あおぞら学童クラブ合同で対応訓練を実施するなど、危機管理に対する具体的な提案があり、評価できる。

職員会議等でヒヤリハット事例の報告をし、職員全体で再発防止策の検討をするなど、リスクマネジメントについてさらに強化していく提案があり、評価できる。

### 効率的な管理運営

都内60か所以上の多様な施設を運営するスケールメリットを生かし、適材適所の職員配置や人材の有効活用を進める提案があり、評価できる。

学童の開所時間や谷原フレンド昼食時の配膳等、業務内容に合わせたシフト勤務やスタッフのスポット配置など、支援の質や安全性を確保した効率的な職員配置に関する提案があり、評価できる。

谷原あおぞら学童クラブのけが人や体調不良者に対し、谷原フレンドの看護師が症 状を確認するなど、効率的な連携について継続して取り組む提案があり、評価できる。

#### 施設特性に応じた提案

谷原フレンドでは、創作的活動や生産的活動の機会を提供する地域活動支援センター 型事業から生活介護および日中一時支援事業へ機能を転換することとしている。これを機に、計画相談支援事業所等との連携をさらに強め、本人や家族の高齢化や障害状況等から変化する支援ニーズを的確に把握し、柔軟な支援を展開する提案があり、

特に評価できる。また、他施設で通所が不安定になった障害者や区外からの転居者を 速やかに受け入れる体制を整備するなど、円滑な利用に結びつけていく提案があり、 特に評価できる。

入浴サービスの実施回数を拡大するとともに、身体状況等の変化を発見した場合は、 速やかに状況を把握し関係機関へつなぐなど、利用者の安全安心な生活を守る取組を 継続して行っていく提案があり、評価できる。

谷原あおぞら学童クラブでは、児童や保護者に対し、障害理解の啓発に継続して取り組むとともに、障害のある児童に対し、特別支援学校と連携し、発達課題の見立てを行い生活上の支援に反映させる提案があり、評価できる。

谷原フレンド利用者と谷原あおぞら学童クラブの子どもたちが共に過ごすミックスデイや昼食会、ボッチャ大会など、交流を積極的に促し、一体的な施設運営に継続して取り組む提案があり、評価できる。また、谷原フレンドと谷原あおぞら学童クラブの職員が協力して、障害者理解のための講座を開催するほか、学童クラブ父母会の際に施設見学を行うなど、合築施設の利点を生かした提案があり、特に評価できる。

#### 地域への貢献

区民雇用を積極的に進めるとともに、業務の再委託や物品の購入に当たり、区内事業者を優先しており、谷原あおぞら学童クラブのおやつについては、区内障害者施設からの調達を継続していく提案があり、評価できる。

地域交流の場となる「フレあおカフェ」や「谷原地域交流会」を継続して開催し、 施設のみならず町会や近隣小学校等の地域とつながる機会を設けるなど、開かれた魅力ある施設運営に向けた提案があり、評価できる。

# 指定管理者の審査結果(練馬区立谷原フレンドおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブ)

	評価項目	評価基準	配点	得点
	1 安定性・継続性	補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5 点	4 点
団 体 審	2組織体制	個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 情報公開の取組 法令等の遵守(労働関係法令の遵守を含む。)に対する 団体の取組	5 点	4 点
查	3団体の施設 運営実績	同種、同規模施設の運営実績 現在、運営している施設の状況および施設での取組内 容・取組の成果 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者 か否か	区内事業者である、または構成員に区内事業者が含ま れる	10点	0 点
	5 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組職員に対する教育、研修体制	30点	24点
15	6 利用者等へ の対応	利用者への公平公正な対応 利用者等の人権の配慮 苦情解決体制 職員の接遇に関する取組	20点	16点
提案	7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点	24点
畜	8 効率的な管理 運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施 設 特 性 に 応 じ た 提 案	障害のある方が、地域で暮らし続けるための取組 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案	30点	30点
	10 地域への貢献	区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者 からの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推 進	30点	24点
合 計			200点	158点